

告示

埼玉県告示第二百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー秩父大野原店

埼玉県秩父市大字大野原六百八十二外

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三四二台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二二〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 三四七平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 三六九平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ヤオコー 午前九時から翌午前零時

株式会社大創産業、株式会社マツモトキヨシ 午前九時から午後

十時

（変更後）午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前八時四十分から翌午前零時二十分（屋上駐車場は午後十時）

（変更後）午前八時四十分から午後十時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前二時から午後十時

（変更後）午前六時から午後十時

ハ 変更年月日

令和四年四月三十日外

ニ 届出年月日

令和四年三月四日

二 縦覧期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県秩父地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年三月十八日から令和四年七月十八日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課